

パブリック・コメント手続（意見募集）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

意見募集期間	令和元年（2019年） 10月7日（月）～10月31日（木）
お問い合わせ先	こども育成部こども育成総務課 電話046-822-8061（直通）

横須賀市児童福祉審議会

パブリック・コメント手続にあたって

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、省令で示す国基準に基づいて定められ、平成27年4月1日に施行されました。

本条例では、施行の日から5年以内に見直しを行う旨の規定が設けられているため、今年度中に見直しを行っています。

本条例の見直しにあたっては、市長から児童福祉審議会あてに諮問を行い、検討いただいているところです。

このパブリック・コメント手続は、これまでの検討の結果をとりまとめ、児童福祉審議会が市長に答申を行うにあたり、児童福祉審議会としての見直し案に対してご意見を伺うものです。

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

◆ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直し案の内容について

1 見直しを行う条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）

2 見直し案の内容

(1) 従うべき基準の参酌化

概 要	児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直しが図られました。
見直し案	現行の基準を継続し、改正は行わないこととします。

【説明】

基準条例では、国基準に基づき、放課後児童健全育成事業に従事する者については、「一定の基礎資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了したもの」、その員数については、「支援の単位ごとに2人以上（うち1人を除き、補助員が代替可）」としています。

この基準については、条例の制定から今日まで、放課後児童クラブにおける大きな事件・事故はなく、児童の安全が十分に保たれているものと判断します。

また、この基準は放課後児童クラブの質や安全性について一定の水準が担保されるよう従うべき基準として定められたものと捉えていますので、緩和については慎重に対応すべきと考えます。

以上から、現行の基準を継続し改正は行わないこととします。

(2) 専用区画の面積基準に関する経過措置

概 要	基準条例施行当時、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル」という放課後児童健全育成事業所（放課後児童蔵ブ）に必要な「専用区画」の面積基準を満たせない放課後児童健全育成事業者が生じる可能性があったため、基準条例施行の時点で運営している事業者については、本市独自の基準として、面積基準への適合を当分の間猶予する経過措置を設けています。
見直し案	引き続き当該経過措置を設けることとします。

【説明】

依然として定員を超えて受け入れている放課後児童クラブがあるため、引き続き当該経過措置を設けることとします。

(3) 放課後児童支援員認定資格研修の修了に関する経過措置

概要	「放課後児童支援員は「研修を修了したもの」でなければならないが、国基準に合わせて令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む」としています。
見直し案	当該経過措置における期間の延長は、国基準と同様に行わないこととします。

【説明】

国基準では当該経過措置における期間の延長は行わない見込みであること、また本市の研修修了者の状況から、期間の延長は行わないこととします。

(4) 研修の実施機関の拡大及び専門職大学等の制度化

概要	「放課後児童支援員は、一定の基礎資格を有するものであって、都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員認定資格研修）を修了したものでなければならないとされているが、当該研修について、指定都市の長も行うことができる」となり、国基準が改正されました。 また、「学校教育法の一部を改正する法律」の平成31年4月1日施行に伴い、大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学等が制度化されたことに伴い、国基準が改正されました。
見直し案	国基準と同様の改正を行うこととします。

【説明】

放課後児童支援員の資格要件に関する内容であるため、国基準と同様の改正を行うこととします。

3 施行日

令和2年4月1日（予定）

● 意見の提出方法

1 提出期間 令和元年10月7日（月）から10月31日（木）まで

2 あて先 こども育成部こども育成総務課

3 提出方法

○書式は特に定めていませんが、日本語で記述してください。

○住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (本件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・こども育成部こども育成総務課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所こども育成部こども育成総務課

(3) ファクシミリ

FAX番号 046-827-0652

(4) 電子メール

E-mail cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。